

事務連絡

平成 18 年 12 月 13 日

各市町村容器包装リサイクル法担当課 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

廃棄物対策課

産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

平成 18 年度市町村における使用済ペットボトルの処理等に関する調査について  
(依頼)

容器包装リサイクル法の施行に関しましては、日頃、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 6 月に成立した改正容器包装リサイクル法においては、基本方針に定める事項として「分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」が追加され、この改正を受けて、本年 12 月 1 日には当該事項を盛り込んだ基本方針が施行されました。

これは、市町村により分別収集された使用済ペットボトルが海外に輸出される事例が見られており、このような状態が続けば、国内における使用済ペットボトルの再商品化事業者の経営悪化等を招き、我が国における容器包装リサイクルの円滑かつ効率的な実施が困難となることが懸念されることから、国の方針として、市町村により分別収集された使用済ペットボトルについて、指定法人等への円滑な引渡しを促進することを明らかにするものです(この趣旨については、平成 18 年 12 月 1 日付け環廃企第 061201007 号「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について(通知)」を参照)。

また、指定法人では、使用済ペットボトルの市場価値向上等を踏まえ、平成 18 年度から有償入札を認めることとし、この有償入札に係る指定法人の収入については、指定法人へ引き渡した各市町村に対して拠出することとしています。

このような状況を踏まえ、市町村における使用済ペットボトルの処理に関する実態等を把握するため、下記のとおり調査を実施したいと存じますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 調査名

平成 18 年度市町村における使用済ペットボトルの処理等に関する調査

### 2. 調査内容等

別紙調査票参照

### 3．調査結果の活用方法

調査結果は、質問項目ごとに取りまとめ、使用済ペットボトルの処理量及び処理方法、処理状況の確認の方法、当該処理を選択した理由等、市町村における使用済ペットボトルの処理をめぐる現状を把握するための資料とするとともに、指定法人等への円滑な引き渡しに資する施策の検討に活用します。

また、調査結果は、環境省ホームページや審議会資料等において、御回答いただけない場合も含めて、市町村ごとに公表することも検討していますので、御承知願います。

### 4．調査実施機関（調査請負先）

株式会社ダイナックス都市環境研究所

（〒105-0003 東京都港区西新橋 2-11-5 T K K 西新橋ビル 3 階）

### 5．その他

経済産業省から平成 18 年 10 月 31 日付け文書で依頼のあった「使用済ペットボトルの独自処理等の状況に関する調査について」は、同じく平成 18 年 11 月 7 日付け文書「使用済ペットボトルの独自処理等の状況に関する調査の取扱いについて」にてお知らせしているとおり、本調査に一元化する形で実施しており、本調査の結果については、経済産業省担当課にも情報提供しますので、御承知願います。

環境省廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

担当 堀籠

TEL 03-3581-3351（内線 6837）

メールアドレス YOURIHO@env.go.jp

## 平成18年度市町村における使用済ペットボトルの処理等に関する調査

### ご記入にあたってのお願い

回答は回答用紙に記入してください。  
 回答用紙には、選択番号を記入してください。  
 具体的な数値を記入する欄では、単位をお間違えのないようお願いいたします。  
 ご回答の内容について、電話等で確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

**回答はファックスまたは、メールでお送りください。**

（回答用紙は、下記のURLからダウンロードできます。）

<http://dynax-eco.com/chousa2006>

### 回答期限についてのお願い

ご多忙のところ恐縮ですが、**平成19年1月10日までに**、ご回答くださいますよう、お願い申し上げます。

### アンケートに関するお問い合わせ先

この調査は、環境省請負調査として下記の研究機関が実施しております。調査内容等に対するお問い合わせは、直接、請負先をお願いいたします。

(株)ダイナックス都市環境研究所 担当：山本、<sup>いかり</sup>碓、<sup>あかほし</sup>赤星  
 住所：東京都港区西新橋2-11-5 T K K西新橋ビル  
 電話：03-3580-8221

**FAX：03-3580-8272 または 03-3580-8265**

E-mail：chousa02@dynax-eco.com

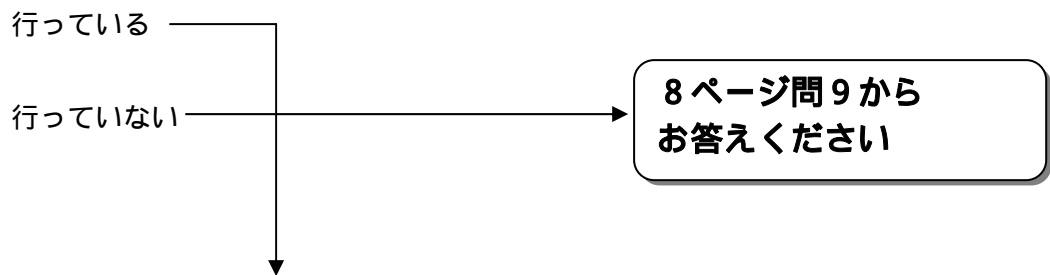
### 【調査請負元】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

自治体名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県名も記入してください。</li> <li>・ 合併特例法等にもとづいて合併した市町村については、合併の年月、旧市町村名も記入してください。</li> </ul>		
部課名		記入者名	
T E L		F A X	
E-mail			

**1 . ペットボトルの分別収集実施の有無についておうかがいします**

問1 ペットボトルの分別収集を行っていますか。



**以下の質問にお答えください**

**2 . ペットボトルの分別収集量と処理ルートについておうかがいします**

問2 ペットボトルの分別収集量はどれくらいですか。(事業者により回収された使用済ペットボトルであって、事業者の持ち込みにより市町村を解して処理されているものがある場合には、その量を ( B ) に記入してください。)

年 度	市町村による使用済 ペットボトル 分別収集量 ( A )	事業者により回収さ れた使用済ペットボ トルの持込量 ( B )	合計 ( A ) + ( B )
平成 1 7 年度 (実績)	t / 年	t / 年	t / 年
平成 1 8 年度 (見込)	t / 年	t / 年	t / 年
平成 1 9 年度 (計画)	t / 年	t / 年	t / 年

事務組合で処理する場合、市町村毎に按分した量をお答えください。

合併後の新市町村でお答え頂く場合、平成 17 年度の実績は合併前市町村の合計値でお答えください。

問2 - 2 上記でお答え頂いた分別収集量は、キャップ・ラベル等の残渣が含まれた量ですか？  
それとも、残渣除去後の量ですか？

残渣除去前
残渣除去後

問3 ペットボトルの処理量を、指定法人ルート(容器包装リサイクル協会に引き取り依頼)と、市町村独自ルート(市町村が民間事業者と直接契約して引き渡し)ごとにお答えください。

年 度	指定法人ルート(A)	市町村独自ルート(B)	合計(A)+(B)
平成17年度(実績)	t/年	t/年	t/年
平成18年度(見込)	t/年	t/年	t/年
平成19年度 (計画)	t/年	t/年	t/年

事務組合で処理する場合、市町村毎に按分した量をお答えください。

合併後の新市町村でお答え頂く場合、平成17年度の実績は合併前市町村の合計値でお答えください。

独自ルートがない場合

4. 指定法人ルートのみで処理している市町村にお聞きしますからお答えください。

独自ルートがある場合は次の質問にお答えください

### 3. 市町村独自ルートによる処理を行っている市町村におうかがいします

問4 平成17年度、18年度における市町村の独自ルートについての引き渡し事業者に関してお聞きします。回答は、業者ごとに、あてはまる番号を記入してください。

(1) 引き渡し先の事業者名をお答えください。(複数事業者と契約している場合には、すべての契約事業者をお答えください。)

17年度	会社名(例:㈱ペットボトル 商会)	主たる事務所の所在地(例:東京都港区)
18年度	会社名(例:××リサイクル㈱)	主たる事務所の所在地(例:千葉県船橋市)

18年度の事業者が確定していない場合は、「事業者未定」と記入してください。

(2) 業種について、あてはまる番号を1つ選んで記入してください。

自らフレークやペレットに加工(再商品化)する事業者
自らフレークやペレットに加工して、輸出している事業者
自ら、国内で繊維製品やプラスチック製品などに再生する事業者
ケミカルリサイクルの技術と設備を持ち、ペットボトルに再生する事業者(いわゆるボトルtoボトル)
自らは再商品化せず市町村がベール化したものを国内の再商品化事業者に販売する事業者
自らは再商品化せず、市町村がベール化したものを主として輸出業者に販売する事業者
その他(具体的に )

(3) 事業者ごとの、平成17年度、18年度の引き渡し量を記入してください。

18年度は見込量を記入してください。

問5 事業者の選定に関することや取引条件についてお聞きします。回答は、事業者ごとに、あてはまる番号を記入してください。

(1) 引き渡し事業者へ引き渡す際の使用済みペットボトルの状態について、当てはまるものすべてお答えください。

ベール化していない丸ボトル  
キャップ、ラベル等除去済み  
ベール化済み  
その他

(2) 引き渡し事業者の選定または契約時に、再商品化等取り扱いに関する要件を設けていますか。設けている場合はその要件の内容をお答えください。

設けていない。  
設けている。(次の質問にお答えください)

(3) 使用済みペットボトルの取り扱い要件をあてはまるものすべての内容をお答えください。

引き渡した使用済みペットボトルを再商品化(フレーク、ペレット、ポリエステル原料に加工)すること。  
引き渡した使用済みペットボトルを貴自治体が設定した品質基準を満たすよう再商品化すること。  
フレーク、ペレット等の再商品化製品の利用先を、国内でプラスチック製品、繊維製品等に加工する再商品化製品利用事業者に限ること。  
引き渡した使用済みペットボトルまたはフレーク、ペレット等の再商品化製品を海外へ輸出しないこと、または海外へ輸出する事業者へ販売しないこと。  
引き渡した使用済みペットボトルが、環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていること。  
財団法人日本容器包装リサイクル協会に登録している再商品化事業者であること。  
その他(具体的に )

(4) 引き渡した使用済みペットボトルがどのように利用されているか把握していますか。(直近の引き渡し事業者についてお答えください)

現場を確認している。  
 書類で確認している。  
 委託（売却）時の仕様・契約書で確認している。  
 事業者の話として聞いている（確認はしていない）。  
 把握していない（ 質問(6)へ ）。

(5)上記の質問で ~ と回答した方に、おうかがいします。最終的な行き先はどこですか。

国内で繊維製品などのマテリアルリサイクル原料として利用されている。  
 国内でケミカルリサイクル原料として利用されている（いわゆるボトル to ボトル）。  
 フレークやペレット化されているところまでは把握しているが、それより先は把握していない。  
全部または一部が国外に輸出されている（ 質問(6)にお答えください）。  
 その他（具体的に \_\_\_\_\_）。

(6) 上記質問において「全部または一部が国外に輸出されている」と回答された方にお伺いします。輸出されている量（量が不明な場合には割合）をご記入ください。また、輸出時の使用済ペットボトルの状態が、再生利用できるよう分別、洗浄、裁断等が行われたものであることをどのように確認していますか。あてはまるものをすべて選んでください。

トン [ 不明の場合は輸出されている割合 _____ % ] （輸出国名 _____ ）
貴自治体担当者の現場確認 事業者から提出された書類 委託（売却）時の仕様・契約書 事業者からの口頭説明 その他(具体的に _____ )

(7) 引き渡し時の売却単価または引き渡し費用の決め方はどれにあてはまりますか。1つ選んで番号を記入してください。（直近の引き渡し事業者についてお答えください）

入札（見積合わせ） と協議して決める	事業者の指し値 その他（具体的に _____ ）	相場情報などを参考にして事業者
-----------------------	-----------------------------	-----------------

(8) 平成17年度の引き渡し価格は、下記のどれにあてはまりますか。1つ選んで番号を記入するとともに、平均価格（トンあたり）を記入してください。

有償	逆有償（費用を支払う）	無償
平成17年度平均価格 [ _____ ] 円/トン （逆有償の場合は -（マイナス）をつけてください。無償の場合は0円と記入してください。）		





(2) 平成19年度も、市町村の独自ルートで事業者引き渡す予定ですか。1つ選んで番号を記入してください。

これまで通りとする予定である。  
独自ルートでの引き渡しはやめる方向である(すべて指定法人ルートにする予定)。  
独自ルートでの量を増やす方向である( トン増 )( 割増 )  
独自ルートでの量を減らす方向である( トン減 )( 割減 )  
未定、検討中

(3) 平成19年度において、引き渡したペットボトルが最終的にどのように利用されるかを把握する予定ですか。当てはまるもの1つをつけてください。

把握する予定である  
把握する予定はない。

#### 4. 指定法人ルートのみで処理している市町村におうかがいします

問7 指定法人ルートのみで処理している理由は何ですか。当てはまる項目をすべて選んで、番号を記入してください。

指定法人ルートで問題はないから。  
独自ルートでは適正に再商品化されているか確認するために手間がかかる。  
独自ルートは継続性や安定性に欠けるから。  
その他(具体的に )

問8 独自ルートについての考えについておたずねします。

(1) 平成19年度において独自ルートで事業者引き渡す考えはありますか。1つ選んで番号を記入してください。

独自ルートで引き渡す予定はない(すべて指定法人ルートのまま)。( 問13へ )  
すべて独自ルートに移行する方向である。( (2)(3)へ )  
一部を独自ルートで引き渡す方向である。( (2)(3)へ )  
未定、検討中である。( 問13へ )

(2) 指定法人ルートではなく、市町村の独自ルートで処理する予定であるのは何故ですか。当てはまる項目をすべて選んで番号を記入してください。

収集した使用済ペットボトルを有価で販売できるため。  
指定法人ルートに比べて、品質上の制約条件が少ないため。  
指定法人ルートに比べて、小ロット(10トン車1台に満たない量)でも引き取ってもらえるため。

指定法人ルートに比べて、事務手続きが軽減できるため。  
指定法人ルートに比べて、量が多いときに迅速に引き取ってもらえるなど、柔軟に対応してもらえるため。  
より環境負荷の低いリサイクルを実施するため。  
収集・運搬から再商品化まで、トータルで委託できる事業者がいるため。  
従来からのリサイクルルートが確立しているため。  
地域内の再商品化事業者の支援・育成のため。  
その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

(3) 平成19年度において独自ルートで処理する場合、引き渡した使用済ペットボトルがどのように利用されるかを把握する予定ですか。当てはまるもの1つに \_\_\_\_\_ をつけてください。

把握する予定である。  
把握する予定はない。

**ここからはペットボトルの分別収集を実施していない市町村のみ、お答えください。**

## 5 . ペットボトル分別収集の予定についておうかがいします

問9 ペットボトルの分別収集を行っていない理由は何ですか。あてはまる項目をすべて選んで、番号を記入してください。

収集コストがかかるため。  
選別保管のための施設がないため。  
スーパーなど民間で回収しているため。  
特別な地理的な要件（離島、山間地、人口が少ない）等があるため。  
その他（具体的に \_\_\_\_\_ ）

問10 今後、ペットボトルの分別収集を実施する予定はありますか。

19年度から実施予定である。  
20年度以降に実施予定である。（ \_\_\_\_\_ 年度から）  
現時点では実施する予定はない。  
未定、検討中である。

問 1 1 上記の質問で「 1 9 年度から実施予定」「 2 0 年度以降に実施予定である」と回答した方に、お聞きします。どのように処理をする予定ですか。

(1) 処理ルートについてお答えください。

すべて指定法人ルートで処理する方向である。  
すべて独自ルートで処理する方向である。( (2)にお答えください)  
一部を独自ルートで引き渡しする方向である。( (2)にお答えください)  
未定、検討中である。

(2) 指定法人ルートではなく、市町村の独自ルートで処理する予定であるのは何故ですか。あてはまる項目をすべて選んで番号を記入してください。

収集した使用済ペットボトルを有価で販売できるため。  
指定法人ルートに比べて、収集した容器包装廃棄物に係る品質上の制約条件が少ないため。  
指定法人ルートに比べて、小ロット(10トン車1台に満たない量)でも引き取ってもらえるため。  
指定法人ルートに比べて、事務手続きが軽減できるため。  
指定法人ルートに比べて、量が多いときに迅速に引き取ってもらえるなど、柔軟に対応してもらえるため。  
より環境負荷の低いリサイクルを実施するため。  
収集・運搬から再商品化まで、トータルで委託できる事業者がいるため。  
従来からのリサイクルルートが確立しているため。  
地域内の再商品化事業者の支援・育成のため。  
その他(具体的に )

(3) 独自ルートで処理する場合、引き渡したペットボトルがどのように利用されるかを把握する予定ですか。当てはまるもの1つに をつけてください。

把握する予定である。  
把握する予定はない。

ここからはすべての自治体がお答えください。

## 6 . ペットボトルリサイクルに関する情報提供についておうかがいします

問12 ペットボトルリサイクルについて、下記の情報のうち、住民に対して情報提供を行っているものはありますか。当てはまる項目をすべて選んでください。

- 収集したペットボトルの量を公表している。
- 収集したペットボトルについて、ルート別(指定法人処理、市町村独自処理、その他等)の量を公表している。
- 収集したペットボトルを引き渡した事業者名を公表している。
- 収集したペットボトルの処理方法を公表している。
- 収集したペットボトルの最終利用先を公表している。
- 特にない。
- その他(具体的に )

問13 現在のペットボトルリサイクルの方法やシステムについて、ご意見がありましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました

【回答は 1月 10日までにFAXまたはメールでお願いいたします】